

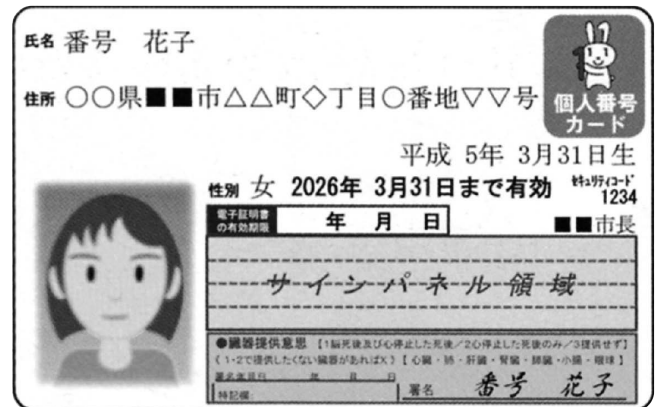
# 平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります

個人番号カードは表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバーが記載されたものです。本人確認のため身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに記載された電子証明書を用いて所得税の申告をはじめとした各種電子申請等に使用できます。ICチップには所得の情報や病気の履歴などは記録されませんので、個人番号カード1枚から全ての個人情報が出ることがありません。

## こんな時に「個人番号カード」を使います

- ・年金の資格取得や確認、給付に関する手続き
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付に関する手続き
- ・労働者災害補償保険給付に関する手続き
- ・医療保険給付の請求に関する手続き
- ・児童扶養手当支給に関する手続き
- ・障害者総合支援法による自立支援給付に関する手続き
- ・生活保護決定、実施に関する手続き
- ・災害に被災した際の生活再建支援金の給付に関する手続き
- ・口座開設やパスポートの発行の際、本人確認書類として

※制度によって利用開始時期が異なります。



## 表面



## 裏面

## ここに注意

- ・既に住民基本台帳カードをお持ちの方は、個人番号カードとの重複所持はできませんので、個人番号カードを申請された方は、住民基本台帳カードを返納していただく必要があります。
- ・住所異動の際、個人番号カードへの記載が必要となりますので、町にカードの提出が必要です。
- ・マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続きなど、法で定められている場合を除き、おやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人情報ファイルを不正に提供したりすると、罰則が適用されます。

### お問い合わせ

総務課総務係 ☎52-3311

コールセンター ☎0570-20-0178（土日祝日除く午前9時30分から17時30分）